

| | | |
|------------|-------|----------------------------------|
| 令和6年12月16日 | | |
| 資料提供 | | |
| 担当課 | 教育委員会 | 総務課 吉村(内線3668 直通Tel073-441-3640) |

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年11月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件数(内匿名) |
|-----|---------|
| 県民等 | 2(2) |
| 職員等 | 0(0) |
| 計 | 2(2) |

(2)通報方法別

| 通報者 | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール | 2 |
| 郵便・FAX | 0 |
| その他 | 0 |
| 計 | 2 |

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

| 通報内容 | | 処理状況 |
|------|-----------------------------------|---|
| ① | ある県立学校の運動部顧問が、暴言等を含め不適切な指導を行っている。 | 調査の結果、当該事実は認められなかったことを確認した。当該校長は、誤解を招くような言動に気をつけるよう職員に注意した。 |
| ② | ある保育所の職員が兼業している。 | 所管外のため、不受理とした。 |

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ①

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

| | |
|------------------------------------|-----|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの | 1 |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの) | 0 |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) | 1 ① |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) | 0 |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 0 |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの | 0 |
| (3)調査を継続中としたもの | 0 |
| (4)不受理としたもの | 1 ② |